

処分基準（公表用）

様式第4号

所管課

医務課

法令名	地方独立行政法人法		法令番号	平成15年法律第118号		
手続名	役員の解任（地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館に係るものに限る）		根拠条項	第17条第1項～第3項		
処分基準	<p>以下の法の定めのとおり。</p> <p>（役員の欠格条項）</p> <p>第十六条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の役員となることができる。</p> <p>（役員の解任）</p> <p>第十七条 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。</p> <p>2 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。</p> <p>一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>二 職務上の義務違反があるとき。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。)の職務の執行が適当でないため当該地方独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。</p>					
	対応区分	① 聴聞の実施	処理機関	交付機関	目次No.	
	2 弁明の機会の付与	医務課	医務課			